

論文

ふるさと納税制度と国・地方の財政*

橋本 恭之

要 旨

本稿では、ふるさと納税制度が国、地方の財政に与える影響についてあきらかにした。2017年度のふるさと納税の総額は、2540.4億円であったが、寄附金総額の69.5%が地方税の税収減でまかなわれている。ただし、この税収減の大部分は、地方交付税を通じて補填されることになる。ふるさと納税制度が地方交付税にもたらず増額要素は、2017年分の寄附に対しては約1283.3億円となるが、これは2018年度の交付税総額150,480億円の0.9%にすぎない。したがって、ふるさと納税による国、地方の財政への影響は、マクロ的にはそれほど大きくないとも言える。これは、地方税の特例控除の上限が2割に制限されていることと、ふるさと納税の利用者が約5.1%にとどまっていることによる。ただし、ふるさと納税制度による税収減が補填される自治体は、交付税の交付団体のみである。また、ワンストップ特例制度を居住者が利用した場合、地方自治体が本来負担すべきものではない国税の税収減部分を負担するという不合理な制度となっていることは否めない。

キーワード：ふるさと納税、寄附金税制、地方財政
経済学文献季報分類番号：13-15, 5-20, 13-23

1. はじめに

ふるさと納税の寄附総額は、近年急速に増加している。制度発足当初の2008年度の寄附総額は、72.6億円だったものが、2017年度には3481.9億円にも達している¹⁾。これは、税制上の優遇措置の拡大、返礼品競争の過熱などに起因するものだ。ふるさと納税制度のもとでは、寄附といいながら寄附者の自己負担は2,000円にすぎない。寄附総額の大部分は、都市

*本稿は、2018年度の日本財政学会第75回大会における報告論文を加筆修正したものである。学会報告論文に対しては、討論者の石田三成准教授（琉球大学）から有益なコメントを頂いた。記して深く感謝したい。

1) ふるさと納税に関する現況調査結果（平成30年度課税における住民税控除額の実績等）参照。

部の自治体の税収減と国の税収減でまかなわれている。ただし、自治体の税収減は、次年度の地方交付税の増加要因となる。本研究では、ふるさと納税制度が国と地方自治体の財政に与える影響についてあきらかにしたい。

本稿の具体的な構成は、以下の通りである。第2節では、ふるさと納税制度の現状を統計データ等にもとづき概観する。まず、制度創設以来のふるさと納税制度にもとづく寄附総額の推移を見る。次に、ふるさと納税による寄附総額とそれ以外の寄附総額の推移、所得階層別に寄附金控除の人員シェア、金額シェアの推移を見ていく。続いて、寄附受入金額上位団体の返礼品の現状といくつかの道府県をピックアップして、寄附金額上位団体の累積シェアを見る。さらに、寄附金税制と所得税・個人住民税制度全般の変遷について確認する。寄附金税制だけでなく所得税・個人住民税制度全般についても見るのは、所得税・個人住民税の増税が自己負担2,000円で寄附できる上限に影響を与えるからだ。最後に、ふるさと納税制度におけるマクロ的な収支を確認する。第3節では、ふるさと納税制度が国と地方自治体の財政に与える影響について分析する。まず、ワンストップ特例制度の影響について見る。次にふるさと納税制度による税収減を都道府県別に見る。続いて、埼玉県下の市町村別の影響について見ていく。最後に、ふるさと納税制度による各自治体の税収減が地方交付税制度にもたらす影響について分析する。第4節では、本稿での分析を踏まえて、ふるさと納税制度の改善策について言及する。

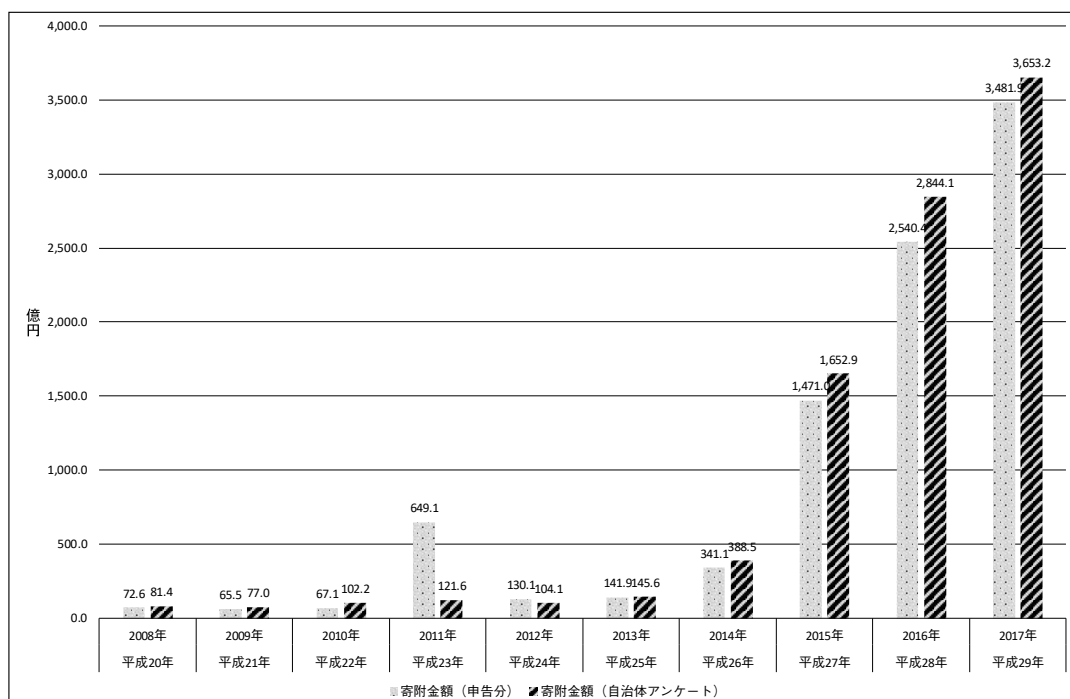
2. ふるさと納税制度の現状

2.1 ふるさと納税の現状と推移

図1は、ふるさと納税による寄附金総額の推移を描いたものである。2つの系列のうち、ひとつは総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、いまひとつは総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税現況調査」を利用したものだ²⁾。前者は、ふるさと納税に関して納税者が税額控除を受けるために申告した寄附額であり、後者は自治体へのアンケート調査にもとづく寄附額である³⁾。

2) 「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」には、2017年度（平成29年度）の寄附に対して、2018年度（平成30年度）の住民税の納税において控除される金額が掲載されている。これは住民税が前年度の所得に課税されるためだ。本稿では、この資料の2018年度と表示されているデータを、寄附がおこなわれた年度に揃えるために2017年度と読み替えて取り扱うことにした。

3) ただし、2015年4月1日以降の寄附額には、確定申告をおこなわずワンストップ特例制度を利用した寄附も含まれている。

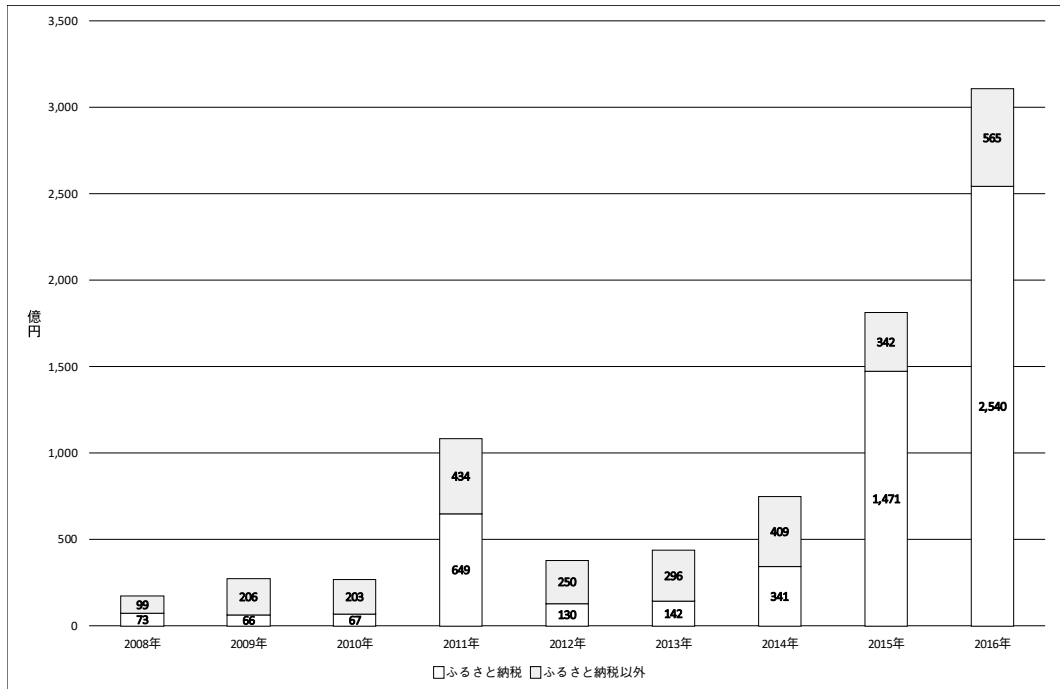


出所：総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、
総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成。

図1 ふるさと納税による寄附金総額の推移

図1では、2011年度と2012年度を除くと、前者より後者の方が多くなっている。これは、自治体のアンケート調査にもとづく数字は、一部の自治体が個人による寄附だけでなく、企業、団体による寄附を含めた数字で回答しているためである。2011年度の数字において前者の方が多くなっているのは、多くの自治体で東日本大震災に対する寄附額を含めずにアンケートに回答しているためである。ふるさと納税は、個人を対象とした制度であるため、寄附総額の数字としては、前者の数字の方が信頼性が高い⁴⁾。この図からは、2015年度以降に寄附総額が急増していることが読み取れる。2015年度に寄附総額が急増した理由は、2015年度の寄附に適用される2016年度の住民税のふるさと納税に関する特例控除の上限が、個人住民税所得割の1割から2割に引き上げられたこと、確定申告不要な給与所得者を対象に「ワンストップ特例制度」が創設されたためと考えられる。前者は、自己負担2,000円で寄附できる金額を倍増させる効果を持ち、後者はふるさと納税の利便性を高める効果を持つ。2015年度には寄附金総額（申告分）は、2011年度の水準を突破し、1,471億円に増加し、2016年度は3,481.9億円にも達している。

4) ただし、返礼品目的でない寄附者のなかには寄附をおこなっても申告をしない人もいる。このため前者の数字は自治体の受入額より少ないケースもある。



出所：総務省「市町村課税状況等の調」、「ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）」各年版より作成。

図2 ふるさと納税とそれ以外の寄附額の推移

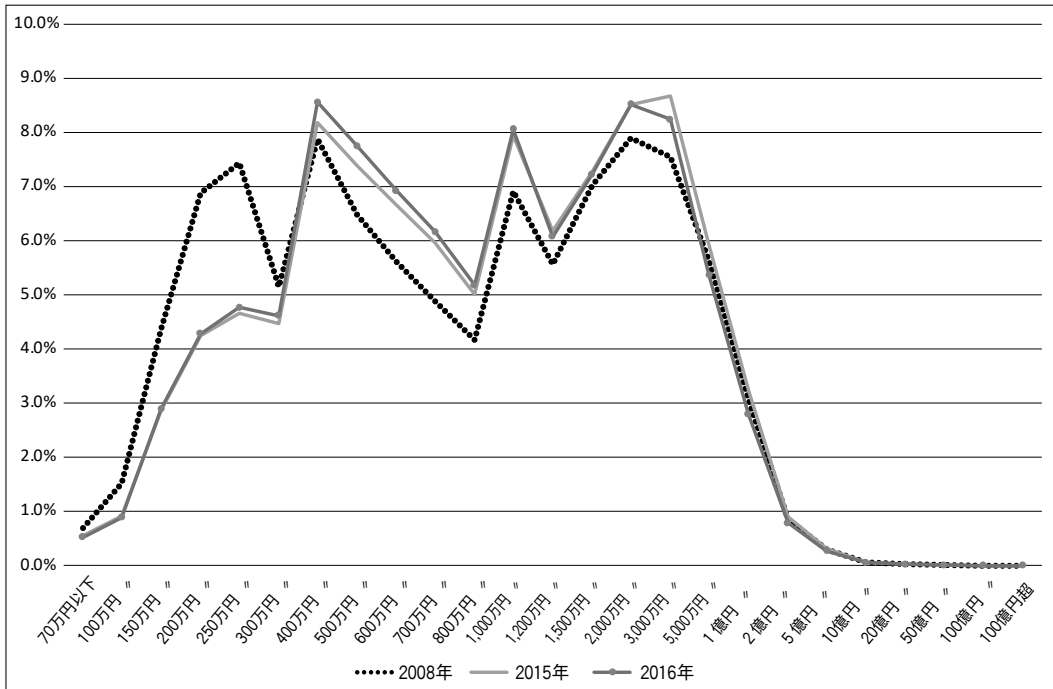
図2は、ふるさと納税とふるさと納税以外の寄附額の推移を描いたものである⁵⁾。2012年から2016年にかけての寄附金額を見ると、2014年から2015年にかけてふるさと納税が増加する一方で、ふるさと納税以外の寄附額は409億円から342億円と若干だが減少していることを除けば、ふるさと納税以外の寄附額はいずれも前年度よりも増加していることがわかる。このことから、ふるさと納税制度がふるさと納税以外の寄附金額を侵食する効果は少ないことが読み取れる。

次に、ふるさと納税制度が寄附金控除利用層にどのような変化をもたらしてきたのかを確認するために、国税庁による『税務統計からみた申告所得税の実態』を利用して、所得階級別の納税者分布の変化を見てみよう。このデータは、ふるさと納税による寄附だけでなく、認定NPO法人等への寄附と混在したものとなっており、ふるさと納税に伴う寄附のみを分離したデータについては公表されていない。しかし、この所得分布の時系列的な変化を見ることで、ふるさと納税に伴う寄附の増加が寄附金の所得分布への影響をある程度推測するこ

5) 総務省の公表しているデータは、寄附金控除が適用される年次となっている。個人住民税は前年度の所得に対して課税されるため、寄附金控除は次年度に適用されることになる。本稿では各年版の統計データに記載されている寄附金額を前年度の寄附金額として表示している。

とにつながることになる⁶⁾。

図3は、人員シェアの推移、図4は金額シェアの推移を描いたものである。両者ともに比較年次としては、ふるさと納税制度がスタートした2018年と直近の年次として2015年、2016年の年次を比較した。



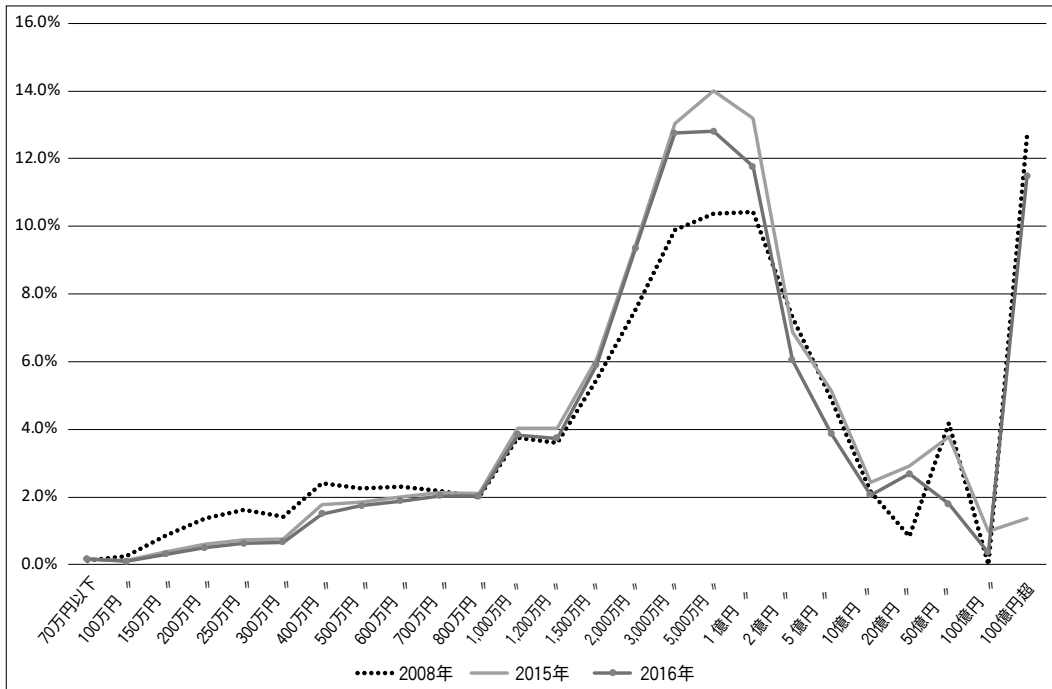
出所：国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』各年版より作成。

図3 人員シェアの推移

図3の人員シェアからは、年収400万円から年収5,000万円程度までの中間所得者から高所得者にかけての寄附が増加していることがわかる。これはふるさと納税制度の認知度の増加、税制上の優遇措置の拡大、返礼品競争の過熱により、ふるさと納税制度を利用した納税者の増加による影響と考えられる。

図4の寄附金額シェアからは、年収1,500万円から年収1億円程度までの高所得層の寄附金額が増加していることがわかる。2008年の制度発足当初と比較すると、ふるさと納税の特例措置は大幅に拡充されている。さらに後述するが、近年高所得層への増税が実施されてきたため、自己負担2,000円で寄附できる金額が増加してきている。高所得層の寄附金額のシェアの増加は、これらの制度改正による影響だと考えられる。

6) ふるさと納税にともなう寄附者の所得分布については、制度利用の実態を明らかにするために、政府の責任で公開するべきものである。



出所：国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』各年版より作成。

図4 金額シェアの推移

2.2 返礼品の現状

このようなふるさと納税による寄附金額の急増は、返礼品競争の過熱によるものだと考えられる。表1は、2016年度と2017年度について、寄附金額上位10団体の寄附金額と返礼割合等をまとめたものだ。各自治体の返礼割合については、総務省による自治体アンケートの結果が利用できる。本稿では、返礼品の調達費用を寄附金額で割ったものを返礼割合、調達費用に送料を加えて寄附金額で割ったものを送料込み返礼割合としている。間接経費は、広報に係る費用、決済等に係る費用、事務に係る費用、その他の合計額を寄附金額で割ったものである。総経費率は、返礼品の調達費用、送料、間接経費の合計額を寄附金額で割ったものである。なお、本稿で定義した返礼割合は、事後的な実質返礼割合であり、各自治体が寄附金額に対して、設定した事前的な返礼割合とは異なることに注意されたい。本稿での返礼割合は、返礼品を辞退した寄附者が存在すると、各自治体の事前的な返礼割合よりも低くなる。

これまで総務省は、返礼品競争の過熱を抑制するために、2015年以降、毎年返礼品規制に関する通知をおこなってきた。2015年4月の通知では換金性の高いプリペイドカード等、高額または返礼割合の高い返礼品、2016年4月の通知では商品券など金銭類似性が高いもの、電気・電子機器、貴金属など資産性の高いものが規制対象に加えられ、2017年4月の通知で

表1 寄附受入額上位10団体における返礼割合

自治体名	2016年度					2017年度					
	寄附受入額 (億円)	返礼割合	送料込み返礼割合	間接経費率	総経費率	自治体名	寄附受入額 (億円)	返礼割合	送料込み返礼割合	間接経費率	総経費率
都城市	73.3	58.9%	75.3%	2.7%	78.0%	泉佐野市	135.3	45.0%	50.2%	12.0%	62.2%
伊那市	72.0	46.6%	48.3%	5.5%	53.8%	都農町	79.1	36.9%	43.4%	16.7%	60.1%
焼津市	51.2	42.7%	48.0%	7.3%	55.3%	都城市	74.7	42.8%	62.3%	5.6%	68.0%
都農町	50.1	37.0%	42.9%	16.6%	59.6%	みやき町	72.2	—	37.1%	7.2%	44.3%
上峰町	45.7	62.2%	—	8.4%	70.6%	上峰町	66.7	—	60.2%	13.0%	73.2%
熊本市	36.9	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	湯浅町	49.5	36.9%	43.1%	14.9%	58.0%
米沢市	35.3	63.1%	64.1%	5.0%	69.2%	唐津市	43.9	50.0%	55.2%	13.1%	68.3%
泉佐野市	34.8	38.0%	42.0%	9.4%	51.3%	根室市	39.7	27.3%	45.3%	4.9%	50.2%
天童市	33.6	50.3%	57.8%	2.3%	60.1%	奈半利町	39.1	52.3%	64.0%	10.7%	74.7%
根室市	33.1	33.7%	49.7%	3.5%	53.1%	藤枝市	37.1	45.8%	49.5%	14.6%	64.1%

出所：総務省（2017）「平成29年度ふるさと納税に関する現況調査について」、総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査について」より作成。

は返礼品の返礼割合は30%以下とする、当該地方団体の住民に対する返礼品の送付はおこなわないという措置が追加され、2018年4月の通知では地場産品以外の送付について良識ある対応を要請している。

表1では、2016年度に第1位にランクインしていた都城市は、2017年度には第3位に後退している。これは2016年4月の通知に沿って返礼割合を引き下げた影響だと考えられる。ただし、2017年度時点は依然として、送料込み返礼割合は43.4%に達しており、寄附金額自体は前年度よりも増加している。2016年度に、第2位にランクインしていた伊那市は、上位10団体から脱落している。伊那市は、2016年度まではテレビ、カメラ、掃除機などの家電製品を提供していた。ただし、2017年4月の総務省の通知を受けて、2017年度から家電製品の取り扱いを中止している。これにより寄附金額も2017年度には4.5億円まで減少した。2016年度に第6位にランクインした熊本市は、返礼割合が0.4%と低いにもかかわらず多額の寄附を集めている。熊本市では、2015年10月より、1万円の寄附に対して、地元のサッカーチームであるロアッソ熊本の応援グッズを提供しているだけである。熊本市へ寄附が急増したのは、2016年4月14日の熊本地震に対して返礼品目的ではない寄附が集まったためである。2017年度に135.3億円もの寄附を集めて第1位となったのが、泉佐野市である。泉佐野市は2016年度には34.8億円から4倍弱も寄附金額を増加させている。泉佐野市は、ビール、牛肉など地場特産品以外の返礼品を送付している自治体である。泉佐野市は、2016年4月から返礼割合を30%以下にすべきという通知が出されたにもかかわらず、2017年度の方が返礼割合が高くなっていることがわかる。また、総務省による「ふるさと納税に関する現況調査結果（平成29年度実績）」の中で、「返礼割合3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれ

も送付している市区町村で、平成30年8月までに見直す意向がなく、平成29年度受入額が10億円以上の市区町村」のひとつとして名指しで指摘されている団体でもある。

表2 ふるさと納税上位団体における寄附受入金額の累積シェア

	2013年度		2017年度	
	上位5団体	上位10団体	上位5団体	上位10団体
北海道	50%	62%	33%	48%
神奈川	88%	95%	50%	78%
愛知	88%	94%	60%	82%
大阪	67%	87%	87%	94%
福岡	60%	79%	40%	65%

出所：出所：総務省（2015）「ふるさと納税に関する現況調査について」、総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査について」より作成。

表2は、ふるさと納税上位団体における寄附受入金額の累積シェアをみたものである。橋本・鈴木（2017）では、2013年度時点では、ふるさと納税制度はマンパワーの少ない小規模団体では、十分に活用できておらず、制度の活用に積極的な一部の団体に寄附金が集中していると指摘されていた⁷⁾。そこで、本稿では2017年度について累積シェアがどのように変化したかを見ることにした。この表では、大阪以外は2017年度の方が累積シェアが低下していることがわかる。大阪において累積シェアが上昇しているのは、表1でみたように、泉佐野市の寄附受入金額が突出して増加したためである。このような例外的事例を除けば2017年度時点では上位団体への集中が緩和され、多くの自治体においてふるさと納税制度が浸透してきたと言えよう⁸⁾。

2.3 税制改正とふるさと納税

ふるさと納税制度は、2008年からスタートした制度である。制度発足当初は、自己負担の最低額が5,000円に設定されていた。ふるさと納税制度は、国税である所得税と地方税である個人住民税から寄附の一定額が還付されるものだ。所得税については、認定NPO法人等への寄附金税制のうち所得控除方式のみが適用される。所得税の控除額は、5,000円以上の寄附に対して、寄附者に適用される所得税の限界税率に依存して決定される。個人住民税については、基本部分と特例部分から構成されている。基本部分としては認定NPO法人等への寄附と同様に税額控除が適用される。特例部分は、寄附者の自己負担を5,000円とするよ

7) 橋本・鈴木（2017）p.80参照。

8) 返礼品の現状については、北海道下の市町村について調べた橋本（2016）、鈴木・橋本（2017）などを参照されたい。

うに、所得税、個人住民税の基本部分で控除しきれなかった部分を調整するために存在している。ただし、特例部分の控除額は、個人住民税の所得割の10%に上限が設定されていた。

このふるさと納税制度は、制度発足当初は図1に示したように、一般にはそれほど浸透していたものではなかった。その理由は、制度発足当初は返礼品を提供している自治体も少なく、自己負担の最低額が5,000円であったために平均的なサラリーマンには敷居の高いものだったからだ。

ふるさと納税制度が最初に大きく注目されたのが2011年からだ。図1においても、2011年3月に発生した東日本大震災に対する復興支援としての寄附金が急増したことが確認できる。また、東日本大震災の発生に対して、寄附を促進するために、認定NPO法人等への寄附、ふるさと納税（地方自治体）への寄附の双方が、5,000円を超える寄附から2,000円を超える寄附について寄附金控除が適用されるようになった。ふるさと納税制度は、その後、2015年からワンストップ特例制度の適用と個人住民税の特例控除の上限が1割から2割に引き上げられることになった。2015年度以降は、ふるさと納税制度自体は変更されていない⁹⁾。

ふるさと納税制度自体に変更がなくても、ふるさと納税制度のもとで自己負担2,000円で寄附できる金額は所得税・住民税の改正に影響を受けることになる。なぜならば、所得税・住民税が増税されると、個人住民税の所得割の2割に設定されている特例控除の適用上限が上昇するからだ。近年の所得税・住民税の改正は、所得格差の是正の観点から、高所得層の税負担を引き上げる方向でおこなわれてきた。ふるさと納税制度を利用すれば、高所得層はこのような増税策の影響を緩和することができることになる。近年における所得税・住民税の改正は以下のようにまとめることができる。

まず、2013（平成25）年度改正では、課税所得4,000万円超に対して45%の税率が設定された。この税率表の改正は、ふるさと納税制度に与える影響としては、高額所得者の国税部分の所得控除の比率を高め、地方税の特例部分による控除額を減らすものの、自己負担2,000円で寄附できる金額に影響を与えることはない。自己負担2,000円で寄附できる上限を規定するのは個人住民税の所得割の金額であるからだ。

2014（平成26）年度改正では、給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、2016（平成28）年分は1,200万円（控除額230万円）に、2017年（平成29年分）以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げられた。この税制改正は、高額所得者が自己負担2,000円で寄附できる上限を引き上げる効果を持つ。給与所得控除を削減するこ

9) ふるさと納税制度と認定NPO法人への寄附税制の違いについて、詳しくは橋本・鈴木（2017）を参照されたい。

とは、所得税だけでなく、個人住民税の負担も引き上げることになり、ふるさと納税制度のもとで所得割の2割とされている特例控除の上限を引き上げるからだ。

2017（平成29）年度改正では、配偶者控除・配偶者特別控除の改正が実施された。具体的には、2018（平成30）年分から給与収入1,120万円超から配偶者控除を段階的に削減し、1,220万円超で配偶者控除はゼロにするというものだ。この改正も、高所得者に対して、国税としての所得税だけでなく、地方税としての個人住民税の増税を意味する。ふるさと納税制度については、片稼ぎの高額所得者の自己負担2,000円での寄附の上限額を引き上げることになる。

2018（平成30）年度改正では、①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、②給与所得控除の適正化③公的年金等控除の適正化④基礎控除の適正化（消失控除導入）がおこなわれることになった。これらの改正が適用されるのは2020年分の所得税からである。①は、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げものだが、サラリーマン世帯については増減税なしとなり、ふるさと納税制度の与える影響もほとんどない。②は、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げるものの、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じるというものだ¹⁰⁾。この改正は、給与収入850万円以上の所得階層でありかつ、子育て世帯以外の所得税、個人住民税の増税につながる¹¹⁾。個人住民税の増税は、自己負担2,000円で寄附できる上限額を引き上げることになる。③は、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設定するものだ。この改正は、高所得の年金世帯が自己負担2,000円で寄附できる上限額を引き上げる効果を持つ。④は、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で基礎控除をゼロとするものだ。この改正は、高所得層に所得税・個人住民税の増税をもたらし、自己負担2,000円で寄附できる上限額を引き上げることになる。

これらの税制改正のうちすでに実施されている部分の影響をみるために、2017年税制と2018年税制での税負担の数値例を計算してみよう。以下では、高所得層への影響をみるために、給与収入1,300万円の夫婦片稼ぎ世帯で子供がない世帯についてみていく。なお、単純化のために、所得控除としては基礎控除、配偶者控除の人的控除と社会保険料控除のみを考

10) 子育て世帯への配慮としては、給与収入1,000万円超の給与所得控除の金額は220万円から210万円まで引き下げられるものの、国税、地方税の基礎控除が同額だけ引き上げられることになる。

11) 子育て世帯以外は、基礎控除が10万円引き上げられるものの、給与収入850万円超からは、給与所得控除が220万円から195万円に25万円引き下げられるために、差し引き15万円の課税所得の増加を生じることになる。

慮する。また、復興特別所得税については無視している。なお、社会保険料控除は、一年間に支払った金額となり、加入している社会保険制度によって若干異なる。そこで本稿では、給与収入の15%が社会保険料控除となると想定した¹²⁾。

2017年税制のもとでは、まず給与所得は、

給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除

$$1,080\text{万円} = 1,300 - 220$$

となる。課税所得は、

課税所得 = 給与所得 - 所得控除（基礎控除 + 配偶者控除 + 社会保険料控除）

$$809\text{万円} = 1,080 - (38 + 38 + 195)$$

となる。所得税額は、

$$\begin{aligned} & 195 \times 0.05 + (330 - 195) \times 0.1 + (695 - 330) \times 0.2 + (809 - 695) \times 0.23 \\ & = 9.75 + 13.5 + 73 + 26.22 \\ & = 122.47\text{万円} \end{aligned}$$

となる。個人住民税は、給与所得の金額は国税である所得税と同じ1,080万円であり、課税所得が

課税所得 = 給与所得 - 所得控除

$$819\text{万円} = 1,080 - (33 + 33 + 195)$$

となる。住民税額は、

$$819\text{万円} \times 0.1 = 81.9\text{万円}$$

12) この想定は、総務省がふるさと納税の寄附金上限額の目安を計算する際に使用しているものだ。詳しくは、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html#block02：閲覧日2018年8月25日）を参照されたい。

となる¹³⁾。

一方、2018年税制のもとでの所得税は、給与所得が

給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除

$$1,080万円 = 1,300 - 220$$

となる。課税所得については、2018年分から給与収入1220万円超から配偶者控除が適用されないために、

課税所得 = 給与所得 - 所得控除

$$847万円 = 1080 - (38 + 195)$$

となり、配偶者控除が適用されない分だけ課税所得が38万円だけ増加する。所得税額は

$$\begin{aligned} & 195 \times 0.05 + (330 - 195) \times 0.1 + (695 - 330) \times 0.2 + (847 - 695) \times 0.23 \\ & = 9.75 + 13.5 + 73 + 34.96 \\ & = 131.27万円 \end{aligned}$$

となり、2017年分と比べると8.74万円の増税となる。

一方、2018年分の個人住民税額は、課税所得が

課税所得 = 給与所得 - 所得控除

$$852万円 = 1080 - (33 + 195)$$

となり、課税所得が33万円だけ増加する¹⁴⁾。個人住民税額は、

$$852万円 \times 0.1 = 85.2万円$$

となる。2017年分と2018年分の所得に対する税額は、3.3万円だけ増加する。

2017年と2018年の寄附について、自己負担2,000円で寄附できる上限額は以下のようにして求めることができる。

13) 単純化のため三位一体改革による税源移譲による増税を避けるために導入された調整控除については、無視している。

14) なお、個人住民税の納税は次年度となる。

まず、2017年の寄附については、ふるさと納税における個人住民税の特例控除の上限額は、個人住民税所得割の2割なので

$$16.38\text{万円} = 81.9 \times 0.2$$

となる。一方、2018年の寄附については、同様にして上限額は

$$17.04\text{万円} = 85.2 \times 0.2$$

となる。上限額の引き上げ額は、2017年分から2018年分への増税分3.3万円に20%を乗じた0.66万円となっている。

ふるさと納税における特例控除部分は、

$$\text{控除対象額} \times (100\% - 23\% - 10\%)$$

となるので、上限と等しくなる控除対象額の水準は、上限額を67%で除することで求めることができる。2017年分については、

$$\text{控除対象上限額} = 16.38 / 0.67 = 24.4478\text{万円}$$

となり、2018年分については、

$$\text{控除対象上限額} = 17.04 / 0.67 = 25.4328\text{万円}$$

となる。自己負担2,000円で寄附できる金額は、それぞれ2,000円を加算したものとなるので、2017年分の寄附が24.6478万円、2018年分が25.6328万円となり、約1万円だけ増加することになる。

2.4 ふるさと納税制度のマクロ・バランス

ここでは、ふるさと納税制度のマクロ的な収支についてみていこう。ふるさと納税制度のマクロ的な支出内訳は、総務省の「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査について」において公表されている。本稿では、そこで明記されている返礼品の調達費用、送付費用、事務費用、広報費用などの合計額と「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）について」に記載されている寄附金額との差額をふるさと納税で集めた寄附金総額から、教育、福祉など公益的な目的に充当された「寄附充当」金額として推計した¹⁵⁾。

一方、ふるさと納税制度での収入は、国税の税収減、地方税の税収減、寄附者の負担部分

15) 寄附金総額として、自治体アンケートの数字である「ふるさと納税に関する現況調査について」を利用しなかった理由は、一部の自治体において企業団体からの寄附が含まれているからだ。

から構成されているものの、地方税の税収減部分しか公表されていない。橋本・鈴木（2016）では、税務統計による所得階級別の寄附金控除の分布を利用して、国税の税収減部分を推計している。しかし、2015年の寄附からはワンストップ特例制度が導入されたため、今回は税務統計の分布を利用した推計は断念した。ワンストップ特例制度は、5カ所までの寄附であれば確定申告が不要となる制度だが、所得階級別での利用割合は不明であり、税務統計の分布にどのような影響を与えているかがわからないからだ。ふるさと納税制度による受益と負担を推計した先行研究には、奥野・八木・小川（2017）も存在している。彼らは、すべての寄附がワンストップ特例制度を利用したものと想定して、寄附者、国、地方自治体の負担を推計している。しかし、ワンストップ特例制度では寄附先が5カ所に制限されるために、自己負担額が2,000円で寄附できる金額が大きな中間所得層や高所得層では、確定申告することが多い。「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）」によると、2017年の寄附においてワンストップ特例制度を利用した人は、寄附者全体の37.2%にとどまっている。さらに高所得層ほど一人あたり寄附金額が大きいため、金額ベースでは、寄附金総額の19.6%にすぎない。そこで本稿では、寄附金総額における地方自治体の負担部分については、「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）」に掲載されている住民税控除額の数字を使用し、寄附者負担の数字については、ふるさと納税の適用者数に自己負担額の最低額である2,000円をかけたものとして、推計することにした¹⁶⁾。

表3 ふるさと納税制度のマクロ・バランス（2017年） 単位：億円

	支出内訳		収入内訳
返礼品調達送付	1,241.0	国税負担	714.6
広報・決済・事務その他	244.1	地方税負担	1,766.6
寄附充当	1,055.3	寄附者負担	59.2
	2,540.4		2,540.4

出所：「ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）」

表3は、このようにして推計した支出内訳と収入内訳をまとめたものだ。まず、支出内訳をみると、寄附金総額2,540.4億円のうち、返礼品の調達と送付に1,241.0億円が使われたことがわかる。これは寄附金総額の48.9%となる。広報・決済・事務その他には、244.1億円が使われたため、公益目的に寄附金が充当された部分は、1,055.3億円となる。これは、寄附金総

16) このような推計手法のもとでは、寄附者の負担部分を過小推計することになる。ふるさと納税制度を利用する人の中には、返礼品を獲得するためや、節税目的で寄附をするわけではなく、自己負担が2,000円を超えた寄附をおこなう人も存在すると考えられるからだ。ふるさと納税制度による寄附者負担や国税の税収減部分を正確に把握するには、国税庁と総務省が協力して、税務統計における各所得階級のふるさと納税制度の利用状況を公表するしかない。

額の41.5%である。

次に収入内訳をみると、寄附金総額のうち地方税負担が1,766.6億円となっており、寄附金総額のほとんどが地方税の税収減でまかなわれていることがわかる。これは寄附金総額の69.5%を占めている。寄附者の負担は59.2億円となっており、寄附金総額の2.3%にすぎない。この寄附者負担と地方税負担と寄附金総額の差額として国税負担を推計すると714.6億円となる。これは、寄附金総額の28.2%となる。寄附者は、59.2億円の負担で、送料込みで考えると1241.0億円の返礼品を受け取っており、1,181.8億円の経済的利益を受け取ったことになる。つまりふるさと納税制度は、実質的には国と地方自治体の負担で、返礼品購入に多額の補助金を交付する、「租税支出」として機能していることになる。なお、地方税負担の1,766.6億円のうち大部分は、国の負担となっている可能性が高い。なぜならば、地方税の税収減のうち75%相当分は、次年度の地方交付税を増額させる要素となるからだ。この地方交付税の増額要素の詳細を明らかにすることが本稿の目的のひとつである。

3. ふるさと納税制度と国・地方自治体の財政

この節では、ふるさと納税制度が国・地方自治体の財政へ与える影響についてみていく。ふるさと納税制度は、寄附金控除を通じて、国と寄附者の居住している自治体の税収を減少させ、税収が減少した自治体への交付税の増額を通じて、国の財政に影響を与えることになる。

3.1 ワンストップ特例制度の影響

表4 ふるさと納税制度におけるワンストップ特例の影響

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
寄附金額（億円）	73	66	67	649	130	142	341	1,471	2,540	3,482
適用者数	33,149	33,104	33,458	741,677	106,446	133,928	435,720	1,298,719	2,252,793	2,958,546
寄附金税額控除（億円）	19	18	20	210	45	61	184	1,002	1,767	2,448
ワンストップ適用者	-	-	-	-	-	-	-	418,761	771,800	1,102,000
ワンストップ寄附金（億円）	-	-	-	-	-	-	-	242	471	684
ワンストップ税額控除（億円）	-	-	-	-	-	-	-	230	449	649
ワンストップ適用者数比率	-	-	-	-	-	-	-	32.2%	34.3%	37.2%
ワンストップ寄付金額比率	-	-	-	-	-	-	-	16.5%	18.5%	19.6%
住民税税収減（ワンストップ）比率	-	-	-	-	-	-	-	15.6%	17.7%	18.7%
住民税税収減比率	26.1%	27.6%	30.5%	32.4%	34.8%	42.7%	54.0%	68.1%	69.5%	70.3%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成。

表4は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」において公表さ

れているデータを利用して、2015年度から実施されているふるさと納税制度におけるワンストップ特例制度の影響をみたものだ。前述したように、寄附者がワンストップ特例制度を利用した場合には、本来国税から還付されるはずの税額控除部分を含めて、寄附者が居住する自治体が税額の還付を行うことになる。この表には、寄附金税額控除を寄附金額で割ることで求めた住民税の税収減比率の推移が掲載されている。ふるさと納税の制度発足当初には、住民税の税収減比率は26.1%に過ぎなかった。その後2014年にかけて税収減比率が増加していき、2014年には54%に達している。2008年から2010年までの制度発足当初には、自己負担額が5,000円であったこと、返礼品を提供している自治体が少なかったことにより、ふるさと納税制度の利用者は出身地を純粹に応援しようとする高所得層が多かったものと推察される。高所得層の寄附については、控除に占める国税部分が大きくなる。ふるさと納税制度のもとでは、国税である所得税の寄附金控除として所得控除が適用され、限界税率に依存して控除額が決まるからだ。2011年からは、自己負担額が2,000円に引き下げられたことで、中間所得層の寄附が増加し、国税部分の所得控除の比率が減少したために、地方税の特例控除の割合が増加したものと考えられる。2015年以降は、住民税の税収減比率が、跳ね上がっていることがわかる。これは、ほぼこれまでの税収減比率に、ワンストップ特例による自治体の税収減を上乗せしたものとなっていることが読み取れる。

3.2 都道府県別の影響

ふるさと納税による税収流出は、都市部の方が大きいというイメージがある。そこで、都道府県別に、地方税の税収流出の大きな団体を調べたものが表5である。税収流出のランキングは、2015年分の寄附金額に対して2016年度に控除された比率が大きな団体順とした。また、ランキングは、税収流出が大きいというイメージが強い東京都まで表示している。実は、東京都の2015年分の寄附金額に占める税収流出の比率は、第26位となっており、第1位は滋賀県の73.0%となっている。都道府県分と市町村分では、税収流出の多くは市町村分となっている。市町村分の方が税収流出が大きくなる理由は、ふるさと納税の基本分の税額控除が、市町村税が2,000円を超える金額の6%、道府県税が2,000円を超える金額の4%となり、特例分については、4/5が市町村分、1/5が道府県分となるからだ¹⁷⁾。2014年分の寄附と2015年分の寄附金に対する控除率は、各都道府県ともに10%ポイント程度大きくなっていることがわかる。これは、表4でみたワンストップ特例制度の影響によるものだ。

次に、利用可能な最新年次のデータである2017年分の寄附に対する控除率上位団体の都道

17) 東京都については、特例分の5分の2が都民税分、5分の3が区市町村税分となる。

府県別の控除率をみたものが表6である。この表でも表5と同様に、東京都のランキングがそれほど高くないこと、都道府県分と市町村分では市町村分の方が税収流出が大きくなることが確認できる。表6では、控除率の最上位となっている自治体が埼玉県に交代しているものの、控除率上位団体の顔ぶれにそれほどの差は見受けられない。

表5 都道府県別の控除率の変化（控除率上位団体）

	2014年分			2015年分		
	控除率	道府県分	市町村分	控除率	道府県分	市町村分
滋賀県	60.5%	24.2%	36.3%	73.0%	29.2%	43.8%
埼玉県	60.3%	24.1%	36.2%	72.5%	29.0%	43.5%
千葉県	59.3%	23.7%	35.6%	71.5%	28.6%	42.9%
岡山県	58.6%	23.4%	35.2%	71.3%	28.5%	42.8%
神奈川県	54.8%	21.9%	32.8%	71.1%	28.4%	42.6%
三重県	63.8%	25.5%	38.3%	71.0%	28.4%	42.6%
大阪府	58.8%	23.5%	35.3%	70.5%	28.2%	42.3%
宮城県	52.6%	21.0%	31.5%	70.4%	28.2%	42.2%
茨城県	63.1%	25.2%	37.8%	70.3%	28.1%	42.2%
栃木県	42.4%	17.0%	25.4%	69.8%	27.9%	41.9%
奈良県	58.5%	23.4%	35.1%	69.2%	27.7%	41.6%
福井県	48.2%	19.3%	28.9%	69.2%	27.7%	41.5%
兵庫県	59.6%	23.8%	35.7%	69.1%	27.6%	41.5%
沖縄県	54.9%	22.0%	32.9%	69.1%	27.6%	41.5%
宮崎県	55.2%	22.1%	33.1%	69.1%	27.6%	41.4%
新潟県	40.5%	16.2%	24.3%	69.1%	27.6%	41.4%
和歌山県	59.5%	23.8%	35.7%	68.8%	27.5%	41.3%
石川県	47.4%	19.0%	28.5%	68.7%	27.5%	41.2%
静岡県	47.8%	19.1%	28.7%	68.7%	27.5%	41.2%
福岡県	54.2%	21.7%	32.5%	68.7%	27.5%	41.2%
香川県	62.6%	25.0%	37.6%	68.6%	27.5%	41.2%
群馬県	57.5%	23.0%	34.5%	68.3%	27.3%	41.0%
長崎県	59.4%	23.7%	35.6%	68.0%	27.2%	40.8%
愛媛県	62.5%	25.0%	37.5%	67.8%	27.1%	40.7%
山梨県	59.4%	23.8%	35.7%	67.8%	27.1%	40.7%
東京都	57.9%	23.1%	34.8%	67.7%	27.1%	40.6%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成。

表6 2017年分寄附に対する都道府県別地方税控除率（控除率上位団体）

	控除率	都道府県分	市町村分
埼玉県	74.1%	25.4%	48.7%
茨城県	73.4%	29.4%	44.1%
千葉県	73.2%	26.7%	46.6%
滋賀県	73.1%	29.3%	43.8%
神奈川県	72.6%	18.0%	54.6%
香川県	72.6%	29.0%	43.6%
奈良県	72.4%	29.0%	43.4%
大阪府	72.4%	22.9%	49.5%
栃木県	72.2%	28.9%	43.3%
愛知県	72.0%	22.8%	49.2%
三重県	71.9%	28.8%	43.1%
岡山県	71.8%	20.7%	51.1%
兵庫県	71.6%	24.1%	47.5%
宮城県	71.6%	18.1%	53.5%
静岡県	71.3%	21.5%	49.8%
京都府	71.1%	18.8%	52.3%
広島県	71.0%	20.3%	50.7%
山口県	70.9%	28.4%	42.5%
福井県	70.9%	28.3%	42.5%
石川県	70.8%	28.6%	42.3%
富山県	70.8%	28.3%	42.5%
岐阜県	70.6%	28.2%	42.4%
鳥取県	70.5%	28.2%	42.3%
岩手県	70.3%	28.1%	42.2%
長野県	70.2%	28.1%	42.1%
鹿児島県	70.1%	28.0%	42.0%
佐賀県	70.1%	28.0%	42.0%
秋田県	70.0%	28.0%	42.0%
高知県	70.0%	28.0%	42.0%
徳島県	69.9%	28.0%	42.0%
和歌山県	69.7%	27.9%	41.8%
福島県	69.7%	27.9%	41.8%
熊本県	69.7%	19.3%	50.3%
群馬県	69.5%	27.8%	41.7%
山梨県	69.4%	27.7%	41.6%
東京都	69.4%	27.7%	41.6%

出所：総務省「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」より作成。

3.3 市町村別の影響

以下では、都道県別にみたときに地方税の控除率が高い自治体として、埼玉県を取り上げて市町村別の影響（表7）をみていこう。埼玉県を取り上げた理由は、2017年分の寄附に対する控除率が最も高く、2014年、2015年分の寄附に対する控除率でも第2位に位置しているからだ。

表7 市町村別の影響（埼玉県）

	一人あたり寄附金額	控除率	県民税分	市町村民税分
新座市	83,139	82.6%	49.5%	33.0%
東秩父村	34,900	81.1%	48.7%	32.4%
宮代町	67,267	80.1%	48.1%	32.0%
朝霞市	86,242	78.7%	47.2%	31.5%
川島町	60,624	78.1%	46.9%	31.3%
吉川市	84,748	77.8%	46.7%	31.1%
嵐山町	73,431	77.8%	46.7%	31.1%
美里町	74,183	77.6%	46.5%	31.0%
神川町	62,537	77.5%	46.5%	31.0%
飯能市	76,087	77.2%	46.3%	30.9%
和光市	88,527	77.2%	46.3%	30.9%
寄居町	72,562	77.1%	46.3%	30.8%
八潮市	86,320	76.9%	46.2%	30.8%
ふじみ野市	94,709	76.6%	46.0%	30.7%
伊奈町	88,979	76.6%	46.0%	30.6%
白岡市	91,102	76.5%	45.9%	30.6%
北本市	82,300	76.3%	45.8%	30.5%
日高市	85,402	76.3%	45.8%	30.5%
松伏町	80,011	76.3%	45.8%	30.5%
鴻巣市	84,394	76.1%	45.5%	30.6%
蕨市	91,348	75.8%	45.5%	30.3%
狭山市	81,897	75.6%	45.4%	30.2%
蓮田市	92,582	75.5%	45.3%	30.2%
川口市	96,925	75.2%	45.1%	30.1%
草加市	96,657	75.2%	45.1%	30.1%
戸田市	99,413	75.2%	45.1%	30.1%
入間市	85,000	75.0%	45.0%	30.0%
久喜市	93,522	74.8%	44.9%	29.9%
上尾市	96,137	74.7%	44.8%	29.9%
志木市	102,691	74.6%	44.8%	29.8%
小川町	76,482	74.6%	44.7%	29.8%
越生町	82,421	74.5%	44.7%	29.8%
鳩山町	76,161	74.5%	44.7%	29.8%
越谷市	95,807	74.4%	44.6%	29.8%
桶川市	88,550	74.4%	44.6%	29.8%
幸手市	88,417	74.1%	44.5%	29.6%
坂戸市	95,380	73.9%	44.4%	29.6%
さいたま市	112,695	73.7%	59.0%	14.7%

出所：総務省「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」より作成。

埼玉県の全63市町村の中で、さいたま市は第38位に位置している。都市部において税収流出が大きくなるわけではないことは、市町村レベルでの分析でも確認できるわけだ。前述したように、ワンストップ特例制度が利用できるかどうかは、寄附対象が5カ所以内に限られているか否かで決まる。また、寄附者がサラリーマンではなく、ふだんから確定申告をおこ

なっている事業者やサラリーマンについても、高所得者や医療費控除などを利用するために確定申告をおこなっている人が多ければ、ワンストップ特例制度のもとで、国税分も地方が負担する状況は生じない。また、一人あたりの寄附金額が少ない市町村の方がワンストップ特例制度を利用している可能性が高まるために、控除率が高くなる傾向も読み取れる。

3.4 ふるさと納税制度による交付税への影響

以下では、ふるさと納税制度による地方交付税への影響を推計する。ふるさと納税制度による地方税の税収減は、交付税制度における基準財政収入額の減少させることになる。ただし、基準財政収入額に算入されるのは税収の75%となっている。地方交付税は、基準財政収入額が基準財政需要額を下回る団体に交付されることになる。その交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引くことで求められる財源不足額に応じて決定されることになる。したがって、交付税の交付団体については、税収減のうち75%が次年度の交付税によって補填されるものと考えられる¹⁸⁾。

各地方団体のふるさと納税制度による税収減は、総務省の「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」において、ふるさと納税に係る控除額（市町村民分、道府県民税分）として公表されている。基本的には、この控除減の数字に75%を乗じることで交付税の増加額を求めた。ただし、不交付団体については交付税の増加額はゼロとした。本稿では、2016年分の寄附と2017年分の寄附に対する、それぞれ2017年度、2018年度の控除額がもたらす影響を見ることにした。不交付団体については、それぞれ2017年度と2018年度の不交付団体については、交付税の増加額をゼロとした。なお、単純化のために、合併の特例により交付税が交付される市町村についても、交付税の増加額をゼロとした¹⁹⁾。不交付団体の自治体については、総務省による「平成29年度普通交付税の算定結果等」「平成30年度普通交付税の算定結果等」を利用した。

表8 ふるさと納税制度による交付税への影響（単位：億円）

	都道府県分	市町村分	合計
2016年分	390.1994	541.2776	931.4769
2017年分	439.0720	844.2157	1,283.2877

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成。

- 18) ただし、交付税総額は地方財政対策で決定されるために、実際の配分額は毎年の予算状況に左右されることになる。本稿では単純化のために、交付団体については税収減の75%が補填されるものとした。
- 19) 東京都の特別区については、地方交付税法にもとづき、東京都と特別区をあわせて1つの自治体としてみなして算定されている。東京都は、両年度ともに不交付団体であるため、

表8は、ふるさと納税制度による交付税への影響額をまとめたものである。都道府県分と市町村分では、市町村分の方が増加額が大きくなっている。2016年分と2017年分の寄附による影響としては、2017年分の方が多くなっている。2017年分の寄附に対する交付税の増加額は、2018年度の交付税総額150,480億円の0.9%にすぎない。地方交付税総額に比べると、ふるさと納税制度による影響はそれほど大きくないとも言える。これは、地方税の特例控除が個人住民税所得割の2割に制限されていることと、2017年度の個人住民税所得割納税義務者数57,592,662人のうちふるさと納税の利用者は、2,958,546人と約5.1%にとどまっていることによるものだ。

表9 交付税配分前後の国、地方、寄附者の負担（2017年）

交付税配分前		交付税配分後	
国税負担	728.7	国負担	2,012.0
地方税負担	1,766.6	地方負担	483.4
寄附者負担	45.1	寄附者負担	45.1
寄附金総額	2,540.4	寄附金総額	2,540.4

出所：総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成。

表9は、交付税配分前後の国、地方、寄附者の負担の変化を推計したものである²⁰⁾。交付税配分前には寄附総額の大部分を地方税で負担しているに対して、交付税の配分後には寄附総額の大部分を国が負担していることがわかる。したがって、マクロ的にはふるさと納税制度が地方自治体の財政に与える影響はそれほど大きくないことになる²¹⁾。ただし、ふるさと納税制度による税収減が補填される自治体は、交付税の交付団体のみである。不交付団体については、本来負担すべきものではない国税の税収減部分を負担するという不合理な制度となっていることは否めない。

4. おわりに

本稿で得られた分析結果にもとづき、ふるさと納税制度に対する改善の方向性について言及することでむすびとしよう。

20) 前述したように、ふるさと納税制度による税収減は、次年度の交付税の増額要素となるが、ここでは当該年度の寄附がもたらした影響として示している。

21) 2017年時点において、ふるさと納税制度の利用者が納税義務者数に占める比率は5.14%にすぎない。利用者比率がさらに上昇すればマクロ的な影響も当然大きくなる。

2017年度のふるさと納税の総額は、2540.4億円であったが、その負担内訳を見ると、地方税負担が1,766.6億円となっており、寄附金総額の69.5%が地方税の税収減でまかなわれている。一方、寄附者は59.2億円の負担で、送料込みで考えると1241.0億円の返礼品を受け取っており、1,181.8億円の経済的利益を受け取ったことになる。つまりふるさと納税制度は、実質的には国と地方自治体の負担で、返礼品購入に多額の補助金を交付する、「租税支出」として機能していることになる。

ただし、この地方税負担の大部分は、地方交付税を通じて補填されることになる。ふるさと納税制度が地方交付税のもたらす増額要素は、2017年分の寄附に対しては約1283.3億円となるが、これは2018年度の交付税総額150,480億円の0.9%にすぎない。したがって、ふるさと納税による国、地方財政への影響は、マクロ的にはそれほど大きくないとも言える。これは、地方税の特例控除の上限が2割に制限されていることと、ふるさと納税の利用者が約5.1%にとどまっていることによるものだ。ただし、ふるさと納税制度による税収減が補填される自治体は、交付税の交付団体のみである。不交付団体については、本来負担すべきではないワンストップ特例制度による税収減にも苦しめられていることになる。

ワンストップ特例制度は、寄附者の利便性を高める制度だが、この制度はふるさと納税の本来の目的に合致しないものと考えられる。総務省のホームページでは、「第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。」と記述されている²²⁾。納税の大切さを意識するならば、確定申告してもらうことで、納税意識の向上を図るべきである。ワンストップ特例制度については、本来負担すべきでないものを地方自治体にせまるという問題点も抱えており、廃止を検討すべきである。

また、本稿でみたように、現在のふるさと納税制度は、実質的に、税の減免というかたちで、返礼品の購入を促進する「租税支出」として機能している。税の減免という形で、地元の特産品の購入を促進し、地域経済の活性化を図るという政策もあってもよい。だが、そのような目的で税の減免を与え、寄附者に経済的利益を与えるならば、公平性への配慮も必要となる。現行制度では、所得が高くなるほど自己負担2,000円で寄附できる金額が大きくなり、寄附金額が増えても自己負担額が一定のままとなるという問題点を抱えている。現行制度における地方税の特例控除部分については、段階的に削減していくことを検討すべきだろう²³⁾。

22) 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/（閲覧日2018年8月25日）引用。

23) 地方税の特例控除部分の段階的な削減についての意見は、橋本・鈴木（2016）も参照されたい。

<参考文献>

- ・奥野信宏・八木匡・小川光（2017）『公共経済学で日本を考える』中央経済社.
- ・鈴木善充・橋本恭之（2017）「ふるさと納税に関する研究－北海道下市町村データによる分析－」『生駒経済論叢』第15巻第2号, pp.21-31.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』第54号, pp.13-26.
- ・橋本恭之（2016）「ふるさと納税制度の検証と改善策」『地方財務』第743号, pp.31-26.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2017）『地方財政改革の検証』清文社.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2018）「ふるさと納税返礼品規制についての検討　－北海道下自治体を中心に－」『関西大学経済論集』第67巻第4号, pp.831-843.

